

## がん具煙火貯蔵庫基準チェックリスト

所(占)有者			
所在地			棟数 棟
貯蔵量	火薬類の種類	許可(申請)貯蔵量	既設貯蔵量
保安距離	保安物件の種類	法定距離(m)	保安物件名
	第1種保安物件		
	第2種保安物件		
	第3種保安物件		
	第4種保安物件		
	(その他要注意物件)		

項目	省令等	基準(適合する場合は <input checked="" type="checkbox"/> 、該当しない場合は <input type="checkbox"/> )	適
設置場所	規則24条1号	火薬庫の位置は湿地を避ける。	<input type="checkbox"/>
構造	規則29条1号	できるだけ平屋建てとし、鉄鋼モルタル塗、漆喰塗装等の防火の措置をする。	<input type="checkbox"/>
盗難防止	2号	入口の扉に施錠等の盗難を防ぐ措置をする。	<input type="checkbox"/>
貯蔵上の取扱い	規則第21条第1項第1号	火薬庫の境界内には必要がある者のほか立ち入らない。	<input type="checkbox"/>
	2号	火薬庫の境界内には、爆発・発火・燃焼し易い物をたい積しない。	<input type="checkbox"/>
	3号	火薬庫内には火薬類以外の物を貯蔵しない。	<input type="checkbox"/>
	3の2号	火薬庫は、貯蔵以外の目的のために使用しない。	<input type="checkbox"/>
	4号	火薬庫内に入る場合には、鉄類・これらを使用した器具・携帯電灯以外の灯火を持ち込まない。(搬出入装置等を除く。)	<input type="checkbox"/>
	5号	庫内では、予め定めた安全な履物を使用し土足は禁止とする。(搬出入装置付きの火薬庫は除く。)	<input type="checkbox"/>
	5号の2	搬出入作業時に、火薬庫内に砂れき等が入らないように注意する。	<input type="checkbox"/>
	6号	ファイバ板箱等の開函以外、庫内では荷造、荷解・開函をしない。	<input type="checkbox"/>
	7号	庫内の換気に注意し、できるだけ温度変化を少なくする。特に無煙火薬・ダケマイトの貯蔵は、最高最低寒暖計を備え、夏期・冬期の温度変化の影響を少なくするような措置を講じる。	<input type="checkbox"/>
	9号	火薬庫から火薬類を出すときは、古い物を先にする。	<input type="checkbox"/>
	14号	警鳴装置は、常にその機能を点検し、作動するよう維持する。	<input type="checkbox"/>
保安責任者	法第30条第2項、3項	取扱保安責任者(代理者)は選任され届出済又は選任予定である。	<input type="checkbox"/>
帳簿・報告	規則第33条、34条	帳簿記載事項は①～④の内容である。①出納した火薬の種類 ②出納した数量 ③出納年月日 ④相手方の住所・氏名	<input type="checkbox"/>
		帳簿保存期間は 記載の日から2年間以上である。	<input type="checkbox"/>
		毎年度集計し、年度終了後30日以内に県に報告する。	<input type="checkbox"/>
定期自主検査	法第35条の2、規則第67条の9～11	自主検査計画(計画期間は1～3年程度)を定め県に届出るとともに、検査結果を報告している。	<input type="checkbox"/>
		①検査は年2回以上である。 ②検査内容は法第12条の技術上の基準、避雷・警鳴・消火装置の作動状況等としている。 ③検査は記録として残す。	<input type="checkbox"/>